

第3次遊佐町環境基本計画（案）

～人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築～

2023/02/13 版

令和5年3月

遊佐町

目次

はじめに	3
計画の目的・位置づけ	3
計画改定の経緯	4
計画に関わる環境政策の動向	4
計画の期間	7
計画の対象地域	7
1. 遊佐町の概況と課題	8
1-1. 町の概況	8
1-2. 分野別環境施策の現況と課題	9
(1) 環境教育・人材育成分野	9
(2) 自然共生社会分野	9
(3) 脱炭素社会分野	11
(4) 循環型社会分野	11
(5) 生活環境分野	12
2. めざす環境のすがた	14
3. 具体的な環境施策	16
3-0. 計画の体系	16
3-1. 持続可能な地域づくりを牽引する人材育成	23
3-2. 自然共生社会	26
3-3. 脱炭素社会	30
3-4. 循環型社会	35
3-5. 生活環境の充実	38
4. 計画の進行管理	42
4-1. 推進体制	42
4-2. 目標設定	42
4-3. 進捗管理	43

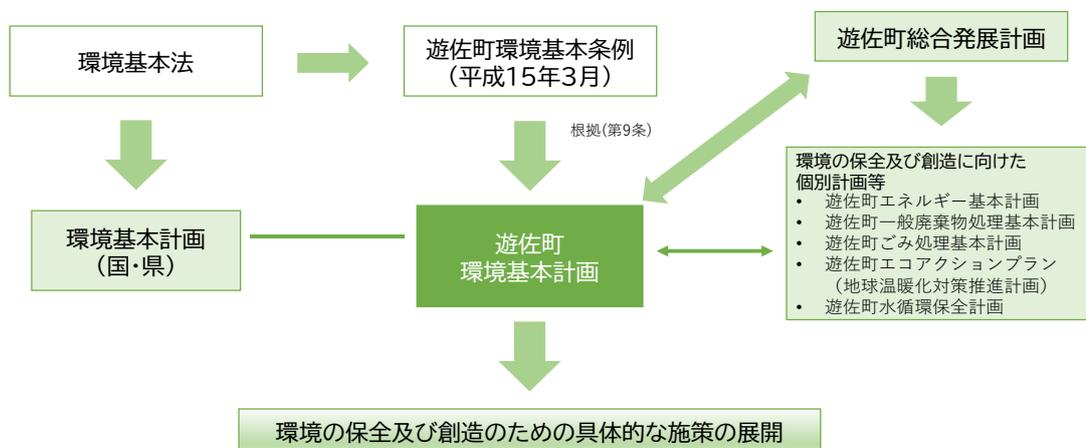
はじめに

計画の目的・位置づけ

遊佐町環境基本計画（以下「環境基本計画」という）は、地域における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全についての基本理念・方向性を定め、目標や重点実施策などを示すものです。その策定は遊佐町環境基本条例（以下「環境基本条例」という）第9条のなかで定められています。

また、本計画は遊佐町全体の発展に向けた施策の方向性と計画推進の方策を示した遊佐町総合発展計画を環境分野から推進していくものとして位置づけられ、環境保全を前提とした地域の発展を実現するための施策の方向性や、具体的な取り組みの内容について示しています。

本計画のなかで環境保全に関する基本的な計画を示すことにより、環境問題についての意識の共有を図り、町民、事業者、行政が連携して環境保全活動を推進していく体制を築いていきます。



図表 0.1 遊佐町環境基本計画の位置づけ

計画改定の経緯

遊佐町では、平成 11（1999）年に環境基本計画を策定し、地域の抱える環境問題を整理するとともに、「こわさない、ふやさない、こうしたい」を計画のテーマとして掲げ、環境施策を 10 テーマに分類して実施してきました（第 1 次計画）。

その後、東日本大震災とそれに伴う原発事故の発生や、地球温暖化影響の顕在化、少子高齢化と人口減少など、環境政策や社会情勢に大きな変化があったことから、平成 25（2013）年に環境基本計画の改定を行いました（第 2 次計画）。この改定計画は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度を計画期間とし、環境施策のテーマを 5 つの基本目標として整理しました。さらに 5 つの重点プロジェクトを設定して優先的に対応していく課題を明らかにしました。

そして今般、第 2 次計画の計画期間が満了したこと、また環境政策を取り巻く情勢が国内外で大きく変化したことを受け、計画を改定し「第 3 次遊佐町環境基本計画」を策定しました。

計画に関わる環境政策の動向

（1）自然との共生

令和 4（2022）年 12 月に生物多様性条約締約国会議（COP15）がカナダで開催され、平成 22（2010）年に採択された「愛知目標」の後継となる新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この新たな枠組では、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復傾向へ向かわせる「ネイチャーポジティブ」の達成をめざし、陸域・水域の 30%を保全すること（30 by 30 目標）や、生産と消費のフットプリント（人による環境への負荷）を半減させることなどが目標として掲げられました。これらの目標に関連して、食品ロスやプラスチック、農薬の削減にも言及されています。

国内では、これを受けた次期生物多様性国家戦略のなかで、保護地域や OECM の拡大、自然を活用した社会課題の解決、経済活動における生物多様性の主流化などを掲げることにしています。

（2）気候変動（地球温暖化）

平成 27（2015）年 12 月には、気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて「パリ協定」が採択されました。パリ協定は京都議定書の後継であり、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保ち、1.5°C に抑える努力をする」、「そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる」ことが目標として掲げられました。

その後、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成 30（2018）年に公表した「1.5°C

特別報告書」では、地球温暖化を 1.5°C に抑制するには、温室効果ガス排出量が 2030 年までに 45% 削減され、2050 年ごろには正味ゼロに達する必要があると指摘されました。このことから、「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素）」が世界共通の目標として認識されることとなりました。

このことを受け、日本政府も令和 2（2020）年にカーボンニュートラルを宣言し、地球温暖化対策基本法が改正されました。この法改正により、地域資源を活用した再生可能エネルギー利用と、それに際する地域での合意形成がより強力に進められることになりました。自治体レベルでの取組も加速しており、令和 4（2022）年 12 月現在、823 自治体（45 都道府県、476 市、20 特別区、239 町、43 村）が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

（3）循環型社会

廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的に問題視されるようになっていきます。国は令和元（2019）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030 年までに使い捨てプラスチックを累積 25% 排出抑制、容器包装の 6 割をリユース・リサイクルなどの目標を掲げました。

令和 4（2022）年には、3R+Renewable を進め、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行を推進することを目的にプラスチック資源循環促進法が施行されました。これにより、事業者による使い捨てプラスチックの削減や、自治体による製品プラスチックごみの収集が求められるようになりました。

また、まだ食べることができるのに捨てられてしまう「食品ロス」の多さが注目され、令和元（2019）年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。国内で発生する食品ロスは年間約 643 万トンとされています。環境省では、平成 29（2017）年度から「市区町村食品ロス実態調査支援事業」を実施し、ごみ袋開封調査の実施を通じた食品ロス発生量の調査への支援を行っています。

（4）SDGs と地域循環共生圏

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年 9 月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、2015 年から 2030 年までの長期的な開発の指針です。「No one will be left behind.」（誰一人取り残さない）をコンセプトに、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

環境施策に関連するものとしては、水と衛生 (6)、エネルギー (7)、持続可能な消費と生産(12)、気候変動への適応(13)、陸上・海洋における生物多様性の保全 (14・15) について目標が設定されています。各ゴールはそれぞれが繋がっており、特に環境施策と関連が深いゴールは、健全な社会や活発な経済活動の基盤として位置づけられています。



図表 0.2 SDGs ウエディングケーキモデル

SDGs の登場によって、環境施策の重要性が改めて認識されると共に、あらゆる主体が持続可能な社会づくりに向けて取り組むことへの機運が大きく高まりました。また、様々な課題に個別に取り組むのではなく、環境・経済・社会の3側面が同時に向上するような取り組み方が求められています。

SDGs の理念を日本国内で実践する考え方として、第5次環境基本計画のなかで示されたのが「地域循環共生圏」です。国内の各地域が、地域資源を最大限に活用して自立し、その上で相互に補完し合うことで持続可能な社会を実現していこうとするものです。



図表 0.3 地域循環共生圏の概念図

計画の期間

令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間を計画期間とします。

また、本町を取り巻く環境や社会状況の変化及び町民意識の変化に対応し、令和 8(2026)年度に中間見直しを行うことを前提とします。

計画の対象地域

本計画は遊佐町全域を対象とするものです。

ただし、気候変動（地球温暖化）問題など、町内のみならず地球規模での環境に影響を及ぼす課題に関しては、町内での積極的な取り組みにより、県内・国内の取組をリードしていきます。

第1章 遊佐町の概況と課題

1-1. 町の概況

遊佐町は、山形県の最北端に位置し、西に日本海、北に鳥海山、そして東に出羽丘陵を望む自然豊かな町です。町のなかには山間、平野、砂丘といった様々な地形が存在し、鳥海山を源とする複数の清流が町のなかを流れることで、多様性に富んだ環境を生み出しています。気候としては、日本海と鳥海山・出羽丘陵に囲まれていることから、沿岸部に特有の海洋性気候に分類され、多雨多湿が特徴です。また、冬場には日本海から強い季節風が吹き込み、地吹雪にみまわれる強風の寒冷地帯でもあります。町の面積は 208.39 m²、人口は 13,032 人（令和 2 年度国勢調査）です。

遊佐町人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定）では、令和 22 年（2040 年）の総人口を 10,093 人、令和 42 年（2060 年）を 8,000 人と徐々に減少する見込みであると推計しています。現在においても、管理の行き届いていない林地や農地の増加や、町民による地域コミュニティの機能低下など、人口減少を原因とする問題が顕在化しつつあります。

【環境に関する町民意向調査（アンケート）にみる町民等の環境への評価】

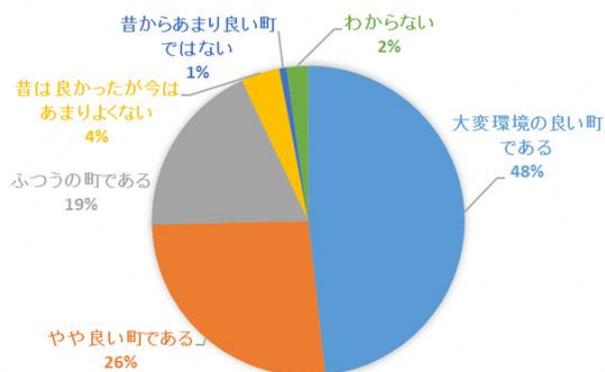
本計画の策定にあたって実施した「環境に関する町民意向調査」（町民、事業者、小・中学生対象：詳細は資料編に掲載）では、町の自然環境への評価を尋ねました。

遊佐町が自然環境の良い町だと感じている割合は、大人 74%、子ども 84%であり、世代にかかわらず町の自然環境が高く評価されていることが分かりました。また事業者アンケートでは、75%が事業活動に町の豊かな環境の恩恵を受けていると回答していました。

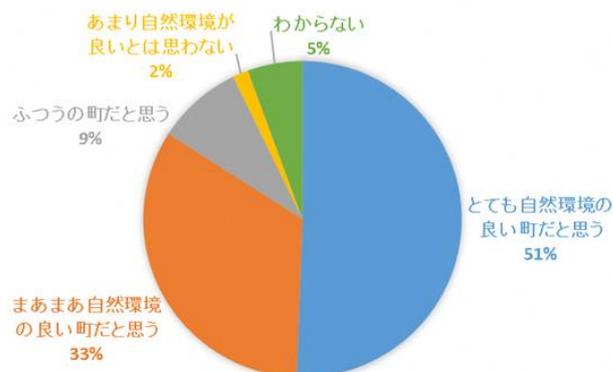
町の自然環境は、暮らしと事業に密接に関わっており、多くの町民に大切にされていることがうかがえます。

Q 遊佐町の自然環境について日頃どう感じていますか

町民（大人）の集計結果



子ども（小・中学生）の集計結果



1-2. 分野別環境施策の現況と課題

環境基本計画（平成 25 年 3 月改定版）では、5 つの基本目標と重点プロジェクトを設定し、町の環境保全を総合的に進めてきました。ここでは、新たな計画の柱に沿ってこれまでの取り組みを振り返り、達成状況及び課題を整理しました。

【凡例】

◇：これまでの取り組みで進展したこと、状況が改善されたこと

◆：今後の取組課題

(1) 環境教育・人材育成分野

- ◇学校現場における ESD 活動の定着を図るため、早期から子どもたちの省エネ活動や、遊佐町の自然環境を活かした体験学習を評価する「小・中学校エコチャレンジ事業」を展開してきました。その成果として現在では、毎年、子どもたちの自主的な省エネ・3R 活動が多数報告されています。
- ◇一般町民における環境分野に関する知識を深めるため、研修会や出前講座を開催し、参加・申請を受け付けています。新型コロナウイルスの影響により、開催回数が減少していましたが、令和 4（2022）年度は徐々に戻りつつあります。
- ◇民間企業・団体による環境関連の活動を支援し、補助金を交付しています。また、積極的に町との共同開催等、行政以外の意見を積極的に取り入れるようにしています。
- ◇鳥海山を中心とする環鳥海エリアをジオパークとして整備・活用していくために、町を含めた 3 市 1 町（秋田県由利本荘市、にかほ市、山形県酒田市）が共同で取り組みを進めた結果、平成 28（2016）年 9 月「鳥海山・飛鳥ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。現在、世界ジオパークの認定に向けた活動を展開しています。
- ◆一方で、民間企業・団体における新規の SDGs 活動の情報をうまく収集できておらず、支援ニーズの把握ができていない状況があります。また、町の支援策を民間企業・団体に広報する有効な手段が構築できていません。活動に意欲的な団体の掘り起こし方法や支援の在り方を検討する必要があります。
- ◆各学校では、学区近隣の自然・歴史・文化的資源や地域の人材を生かして、独自性の高い学習活動が継続されてきました。小学校の統合に伴い、地域で積み上げられた学習の在り方を、今後どのように引き継いでいくのか、環境学習の側面からも重要な課題です。

(2) 自然共生社会分野

- ◇海岸漂着物に対する関心が高くなっており、毎年、多くの民間企業やボランティア団体が清掃活動に取り組んでいます。町も活動を支援するため、清掃用具の提供や、ごみ収集協力、分別方法の指導等を行っています。

- ◇ナラ枯れや松くい虫被害が発生しているエリアについて、被害木の調査や薬剤散布、伐倒処理を実施しています。
- ◇町は、森林等の開発行為が健全な水循環に重大な影響を及ぼすことを未然に防止するため、施策の基本となる事項及び土地の利用、地下水の利用などについて定める「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例（平成 25 年 6 月 遊佐町条例第 27 号）」（以下「水循環保全条例」という）を制定しました。さらに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25（2013）年 12 月、「遊佐町水循環保全計画」を策定しました。

このことにより、環境基本計画で定める清流涵養域（資料編図○）としている地域の内、水源涵養機能の維持のために土地の適正な利用を図る必要がある地域を水源涵養保全地域に指定し、開発行為の事前協議制度を定め、開発行為が森林等の水源涵養機能を著しく阻害したり、地下水等の水質悪化等、町民生活に支障を及ぼすおそれがあると認定した場合、予防原則に基づき当該開発行為の着手を禁止するとしています。
- ◇岩石採取跡地を「共存の森」と名付け、生活クラブ・遊佐町民共同による水源涵養林としての育成に取り組んでいます。森林の再生を図ると同時に、学生や町民の林業体験の場として活用されています。
- ◇河川・湧水の定期的なモニタリング調査を実施し、町の水環境の状態把握を行っています。水質については概ね良好な状態が継続しています。調査結果については、環境審議会に報告し審議しています。
- ◆山間部の土地について、土地の所有権が細かく分かれているため、所有者であっても自分の土地がどこにあるのか分からない状況が生まれています。また、相続等に伴う所有者の変更手続きが行われず、管理者が不在・不明となる状況が増えています。それにより、かなりの面積の森林が管理されていない状態となっています。
- ◆森林が適切に整備され CO2 吸収効果を発揮するには、伐期に達した気を伐採し、木材を活用することが必要です。民有林の手入れを促すためにも、間伐材等の受け皿を拡大する必要があります。森林整備で得られる材について、町内公共施設で積極的に活用する他、薪ストーブの燃料として、また将来的にはバイオマス発電の燃料として活用することも視野に入れ、様々な活用方法を検討していく必要があります。
- ◆町内でみられる希少な動植物の保護に取り組む団体では、会員の高齢化が進んでおり、活動の維持が困難になっています。今後、会員を増やすための施策を講じる必要があります。
- ◆比子海岸における砂浜の浸食が進み、将来的に海岸地域の住民生活に影響を及ぼすおそれがあります。国・県など関係機関と協議しながら、対策について検討していく必要があります。

(3) 脱炭素社会分野

- ◇令和元（2019）年度の町全体の温室効果ガスの排出量は、80,000t であり、平成 27（2015）年度の 90,000 t と比較すると 11%の削減が達成されています。家庭における省エネ・再エネ設備の導入支援や、エコドライブ等の普及啓発に取り組んできた成果が表れています。（環境省・自治体排出量カルテ）
- ◇役場庁舎・防災センターにおける温室効果ガス排出量は、令和 2（2020）年度が 177 t に対し、令和 3（2021）年度は 136t であり、役場庁舎の建替により約 23%の削減に成功しています。町内全ての公共施設で環境マネジメントシステムを導入し、省エネルギー・省資源や環境保全活動を継続しており、町の事務事業による温室効果ガス排出などの環境負荷を最小限に抑えています。
- ◇各家庭における温室効果ガス排出量削減策として、太陽光パネルや薪ストーブ等の導入補助制度を継続実施しています。住居の新築・建替えに伴い申請するケースが多く、年間申請件数自体はあまり多くありませんが、着実に利用実績を増やしています。
- ◆町の温室効果ガス排出の特性として、運輸部門（自動車利用）からの排出量が 40%と最多の割合であることが挙げられます。ゼロカーボンに向けて、公用自動車や公共交通車両の電気自動車（EV）化を積極的に進めるとともに、町民が EV を利用しやすい環境整備にも取り組んでいく必要があります。
- ◆町民アンケートより、電力会社の再エネ由来の電気へのプラン変更について、まだ十分に浸透していないことがわかりました。家庭における温室効果ガスの削減策として、継続して周知していく必要があります。
- ◆一方で、民間企業に対する温室効果ガスの削減に向けた取り組みは、実効性のある施策が展開できず、十分に実施できませんでした。
- ◆「2050 カーボンニュートラル」に向けた具体的な施策を講じ、着実に実行していく必要があります。令和 4（2022）年度には、そのための第一歩として、町全体におけるエネルギー需要量と CO2 排出量の数値化調査事業を行いました。今後はその結果に基づき、カーボンニュートラルまでの具体的な道筋をまとめた「エネルギー基本計画」を策定し、運用していく必要があります。
- ◆家の断熱改修等、省エネにつながる国・県の事業についても、積極的に広報していく必要があります。

(4) 循環型社会分野

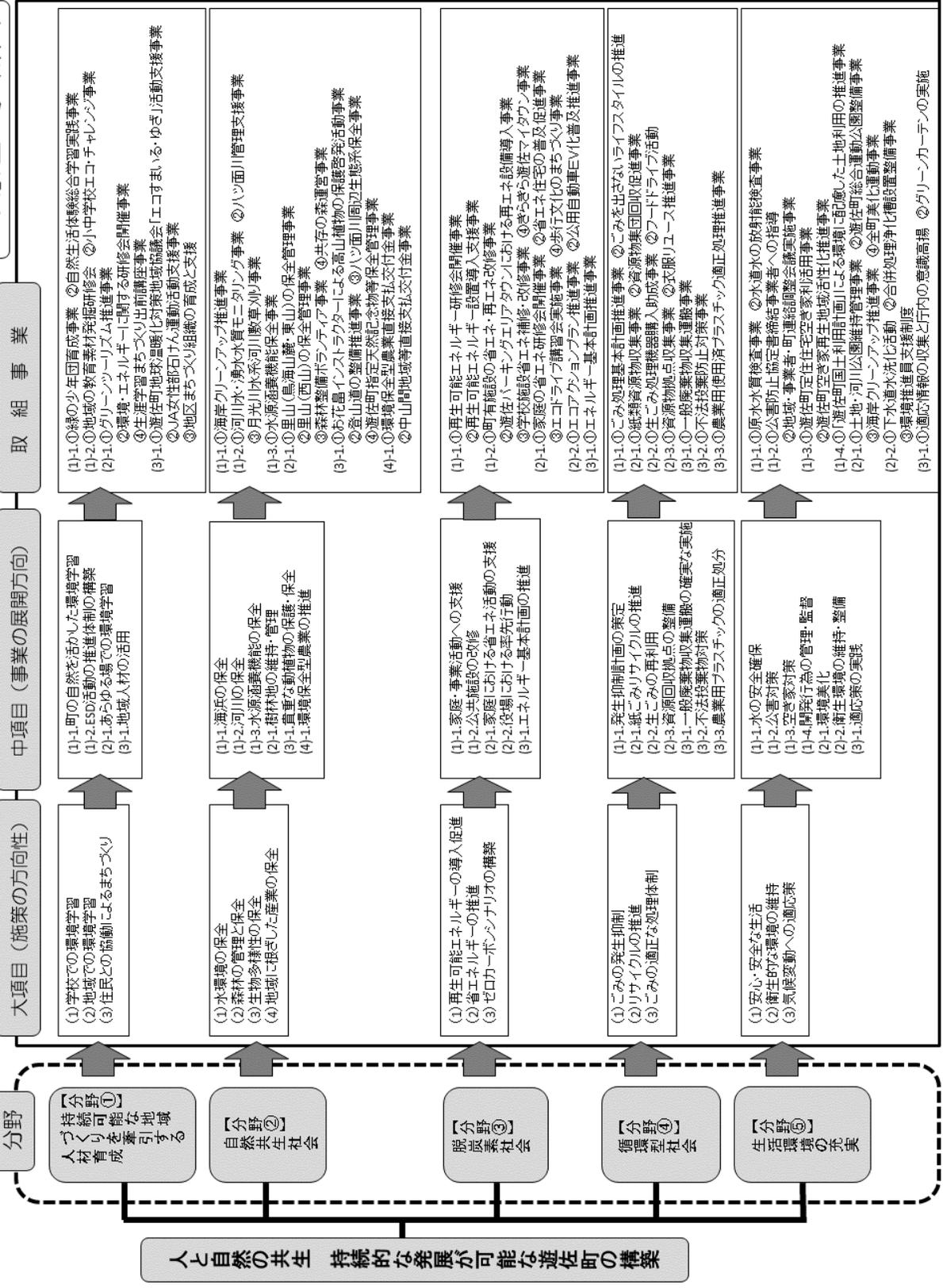
- ◆現在の最終処分場は、平成 3（1991）年 4 月より利用され、既に 30 年以上が経過しています。残余容量から、令和 12（2030）年には埋立てが完了する見込みであるため、現在、次の処分場候補地を選定しています。
- ◇ごみ総排出量については、平成 27（2015）年度が 4,139 t に対して、令和 2（2020）年度は 3,780 t と、着実に減少しています。

- ◆しかし、1人1日あたりの排出量をみるとほぼ横這い傾向であり、更なるごみ減量とリサイクル率の向上に向けた取り組みが求められます。
- ◆婦人会やPTAによる集団回収については、資源物取引価格の下落や少子高齢化により、回収事業を維持できなくなっている状況があります。事業協力謝礼の増額等により、現在の取組団体を維持しつつ、新しく集団回収事業に取組む団体の掘り起こしが必要です。
- ◇不法投棄防止対策として、各地区の住民より不法投棄監視人を任命し、監視パトロールを実施しています。監視人より報告された不法投棄箇所については、県や警察にも情報共有し、連携をしながら不法投棄の抑止に努めています。
- ◆食品ロス対策について、生ごみ処理機器購入助成事業のようなハード普及事業は継続しつつ、町内イベント時におけるフードドライブの実施や、生ごみたい肥の有効活用を広報する等、能動的な対応を進めていく必要があります。
- ◆世界的なゼロカーボンへの流れのなかで、プラスチックの使用量を削減していくことが求められています。容器包装プラスチックの分別や削減への意識は浸透していますが、製品プラスチック削減への動きはこれから加速していくと考えられます。事業者による売り方の工夫、消費者としての町民の意識向上の両面からアプローチしていく必要があります。

(5) 生活環境分野

- ◇町民の憩いの場である公園や、河川敷、その他公共用地の管理に大きな変化はありません。
- ◇上水道・公共下水道・合併処理浄化槽等、町民の安心・安全な衛生環境を守るための基盤となるインフラ事業は確実に実施されています。
- ◆環境推進員支援について、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、連携しての活動が難しい状況がありましたが、令和4年度より徐々に再開しています。交代時の引継ぎが十分になされていない状況が見受けられるため、マニュアルの作成等、活動を持続していくための対応が必要です。
- ◆気候変動の影響予測によれば、現在のような温室効果ガスの排出状況が継続する場合、令和32(2050)年頃には年間平均気温が1～3℃上昇、熱中症患者の搬送数は最大5倍、熱ストレスによる死亡者は最大3倍などの結果が出ています。(気候変動適応情報プラットフォーム・山形県の予測データ)特に高齢者の生活や、児童の体育や野外活動におけるリスクの増大が懸念されます。より長期的には、米の品質低下、高気温の長期化等も予測されており、気候が変わることを前提にした暮らし・コミュニティや産業の在り方について、多様な関係者が参加した情報共有・検討の場づくりが必要です。

3次計画 事業体系



人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築

人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築

第2次計画で定めた環境基本計画の基本理念である「人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築」は、将来にわたり、豊かな自然環境と共存し、発展していくという本町の環境政策における基本的姿勢として、これからも堅持していくべきものです。本計画では、基本理念はそのままに、SDGs や地域循環共生圏の考えを取り入れ、遊佐町らしさを残したまま、世界のなかの遊佐町として、持続可能な世界のために遊佐町がすべきことを考え、「持続可能なまちづくり」をめざしていきます。

【遊佐町のめざす「持続可能なまちづくり」】

◎「遊佐町らしさ」を残し、後世に引き継いでいく

遊佐町は豊かな自然環境に恵まれています。特に、美しい森林や、湧水の存在は水路から豊かな里海にいたるまで、様々な生物の生息域になっているとともに、私たちの生活や文化を支える基盤になっています。町の持続可能な発展のためには、こうした自然環境を保全し、適切に活用し共生していく必要があります。私たちが先代から受け継いできた町の良さを大切にし、自然との関わり方を含めて未来に継承していきます。

◎自然と共に暮らす価値を磨き直す

平成27(2015)年は、パリ協定やSDGsの採択があり、持続可能な社会、ゼロカーボンに向けて世界が大きく動き出しました。さらに令和4(2022)年には、生物多様性についての新たな目標が合意されました。このことは、社会・経済活動を安定的に営むためには、環境への取り組みが基盤になるということが、世界全体で共通の認識とされたと言っても過言ではありません。

一方、令和2(2020)年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中を混乱に陥れました。また、諸外国の政情不安が資源・エネルギーの確保に大きな障害をもたらすことを、私たちは改めて実感せざるを得ない状況になっています。

経済的・物理的な発展を追い求めることが、世界の「持続不可能性」を招いていることを直視し、そこから脱却しなければなりません。幸いにも遊佐町は、自然の恵みを享受しながら食・エネルギーを確保することや、地域のつながりといった側面で大きな強みを有しています。私たちがこれまで紡いできた暮らしそのものが大きな価値であることを認識し、世界がめざす方向性を見据えた上で、守るべきもの・変えるべきものを見極めます。

◎町民の誰もが社会転換の主体である

将来にわたって豊かな自然を引き継ぎ、暮らし続けていくためには、現在の取り組みの延長では足りません。社会を転換する大胆な動きも求められます。それは、時には従来のやり方を変えることであったり、痛みや喪失を伴うものであるかもしれません。本町の現在の住民、将来世代にとって大切なことを、対話を重ねて見出し、一つずつ進めていかななくてはなりません。

そのためには、本町に在住・在勤するすべての人が、それぞれの立場で遊佐町なりの持続可能性について考え行動し続けること、そしてその上で対話を重ねていくことが重要です。本町や世界の現状と課題について、一人ひとりが積極的に学び、自然のなかで豊かな体験をすること、本質を見極め、議論し、責任ある行動力とつなげていくことに努めていきます。

環境政策と関連する全ての行政の取り組みと住民・事業者の取り組みのなかで、この理念を大切に、本町ならではの「持続可能なまちづくり」を実現していきます。

第3章 具体的な環境施策

3-0. 計画の体系

本計画では、環境施策の分野を「自然共生社会」「脱炭素社会」「循環型社会」「生活環境の充実」の4つに大別し、その基盤として「持続可能な地域づくりを牽引する人材育成」を加えた5つの分野で事業を展開します。

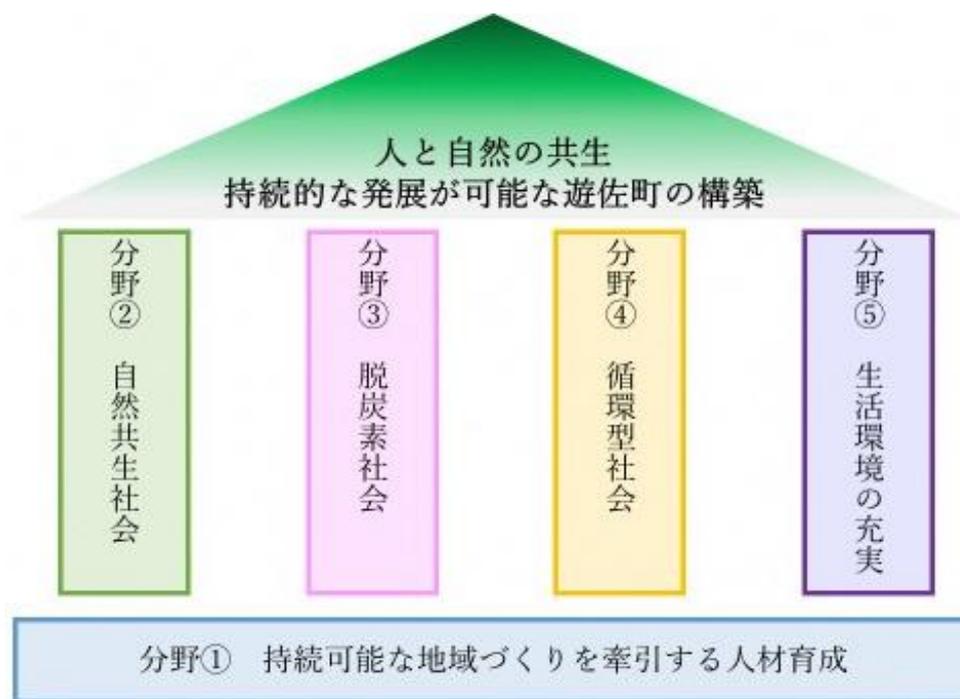


図 3.0 計画の体系

分野① 持続可能な地域づくりを牽引する人材育成

【基本的な考え方】

持続可能な地域づくりを行うためには、身の周りの生活環境から自然環境、地球環境のことを考え、その保全・改善のための行動を主体的に取れる住民を育てる必要があります。遊佐町には豊かな自然環境があり、それを活かした保全活動や体験学習を体験してもらうことで、遊佐町の自然環境への愛着を育てるとともに、SDGs への関心を高めていきます。

【施策の方向性】

(1) 学校での環境学習

小・中学校の環境学習として、枝打ち体験や海岸清掃活動等、身近な地域の自然環境の保全活動や体験学習を行い、地元の自然への愛着を強めると同時に、SDGs 活動への理解と関

心を高めます。また、児童・生徒の自主的な環境に関する取り組みを評価する体制づくりを行います。

(2)地域での環境学習

町民や来町者を対象とした環境学習・体験の場を整備・提供することで、遊佐の自然や文化を内外に発信するとともに、交流人口の拡大を促します。また、フィールドワークだけでなく、町民の誰もが自由に参加することができる研修会やセミナーを開催し、環境への知識を深めることができますようにします。

(3)住民との協働によるまちづくり

町内での環境活動や、保全活動を牽引してきた人材を指導役として、次の世代に知識や経験を伝えていく場やしくみを作ります。また、世代を超えた町民同士の交流の機会を創出することで、町民同士のパートナーシップを高めます。

【5年後の到達目標】

- ・小・中学校における授業としてのE S D活動が定着し、地域色を活かした活動が実施されている。
- ・子どもから大人まで、学習段階や興味関心に応じて、環境学習・体験ができる機会がある。
- ・地域で活躍する人材をつなぎ、積極的に協力しあえる体制が構築されている。

シンボル指標	現況	目標
小・中学校におけるE S D活動の実績件数	1校あたり平均2.17件 (令和2年度)	1校あたり平均5件 (令和8年度)
環境保全活動・体験学習への参加者数	5,211人 (令和2年度)	5,700人 (令和8年度)

分野② 自然共生社会

【基本的な考え方】

豊かな自然環境に恵まれている遊佐町は、美しい森林や、湧水の存在により、水路から豊かな里海にいたるまで、様々な生物の生息域になっていると共に、私達の生活を支える基盤となっています。地域の持続的な発展のためには、こうした自然環境を保全していくことが欠かせません。

【施策の方向性】

(1)水環境の保全

遊佐町は、全国的に見ても有数の湧水の宝庫であると共に、町のなかをいく筋もの清流が流れる水の町です。そのことは、「里の名水・やまがた百選」にも多くのスポットが選定さ

れていることにも表れています。人々は古くから湧水とともに暮らし、湧水の存在は地域の生活を支えてきました。また、湧水や河川は水資源を供給するだけでなく、地域の美しい景観を形づくる非常に重要な要素にもなっています。人と自然が共存しながら発展していけるまちづくりを行っていくためにも、これらの大切な水資源を各管理者だけではなく、地域全体で守っていく必要があります。

(2)森林の管理と保全

遊佐町にはクロマツやカシワ、杉、ブナ、ナラなどの豊かな森林資源が存在しています。これらは生物の貴重な生息域となっているだけでなく、清らかな水の流れや湧水を生み出す源にもなっています。また、森林は風や砂から地域の暮らしを守る役割も果たしています。遊佐町の環境の基盤となっている森林を、町民・事業者・町が協力して保護し、次世代に引き継いでいく必要があります。

(3)生物多様性の保全

遊佐町は、海岸のクロマツやタブ林、平野部の屋敷林、鎮守の森、そして、山腹のブナ、高山植物と変化に富んだ植生があることに加え、カモシカやヤマネ、ハッチョウトンボなどの貴重な生物が生息し、多様で豊かな生態系が形成されています。しかし、このような生態系は、一度失われてしまうと、元通りに復元することは非常に困難です。そのため、生態系のバランスを乱すような開発行為は、未然に防がなくてはなりません。地域の生物多様性を保全していくことが必要です。

(4)地域に根ざした産業の保全

遊佐町では、古くから農業が盛んにおこなわれており、町全体の土地利用の内、農用地の構成比は森林に次いで 19.1%（第 5 次遊佐町土地利用計画）を占めています。農用地は農作物を生産するだけでなく、地域の自然環境作りにも大きな役割を果たしています。

農薬や化学肥料の多用による地力の低下や残留農薬の河川流入等、生産活動における環境影響を低減するため、減農薬・減化学肥料、有機農業など、環境保全型農業を推進していく必要があります。また、担い手不足による耕作放棄地の増加を抑制するため、交付金事業等を活用し、区域内の農業生産活動の維持・継続していく必要があります。

【5年後の到達目標】

- ・森林の保全活動が継続的に続けられ適切に管理されている。
- ・海岸、河川における住民やボランティアによる保全活動が活発に行われている。
- ・河川や山に生息する貴重な動植物への理解が深まり、保全活動が実施されている。
- ・耕作放棄地が少なく、環境保全型農業に取り組む農地が増えている。

シンボル指標	現況	目標
緑地率（樹林地・農地）	36.5% (令和 2 年度)	現状維持 (令和 8 年度)
ボランティア清掃の実施件数	年間 135 件 (令和 2 年度)	年間 150 件以上 (令和 8 年度)

分野③ 脱炭素社会

【基本的な考え方】

現在、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、国内外の政策が大きく変化しています。温室効果ガスの排出量は国全体のエネルギー消費量やエネルギーミックスの変化に大きく影響されますが、本町としても再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの推進に最大限取り組むことで、脱炭素社会の構築に地域から貢献していきます。

【施策の方向性】

(1)再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化は、災害の激甚化や、動植物の生息域の変化等、様々なリスクを引き起こします。私たちの暮らしを守るためにも、CO₂排出量に歯止めをかけ、再生可能エネルギーを中心としたクリーンなエネルギーの利用を推進していく必要があります。

また、洋上風力発電等の大規模な発電事業が導入された場合、設備の保守・メンテナンスが必要となるため、管理事業所の地元設置や、地元企業への保守委託が考えられます。地元企業の活性化や雇用拡大につながることを期待できます。

(2)省エネルギーの推進

脱炭素社会を築いていくためには、再生可能エネルギーの導入を推進するだけでなく、エネルギー消費量を削減していく必要があります。省エネルギーの実践は、環境負荷を低減させるだけでなく、エネルギー需給のひっ迫を解消し、エネルギーの地産地消を実現することにも貢献します。

また、近年では高気密・高断熱住宅等、暮らしの快適性を高めながら省エネを達成できる技術が開発されています。そうした技術の紹介や、導入促進に向けた取り組みを検討していきます。

(3)ゼロカーボンシナリオの構築

再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進の両輪を回し、カーボンニュートラルを達成するためには、町としてエネルギー問題に対し、どう向き合っていくのかを明らかにした計画の構築が必要不可欠です。町では、その計画に基づいて定期的に進捗確認を行い、各時点における必要な取り組みを見直し実践していきます。

【5年後の到達目標】

- ・ゼロカーボンシティ宣言がされている。
- ・カーボンニュートラルに向けた計画が完成し、適切に運用・更新されている。
- ・一般家庭における再生可能エネルギーの導入や、再エネ由来による電力への切り替えが進んでいる。
- ・老朽化の進んだ公共施設の整備・更新時に、積極的に再エネ・省エネ機器の導入がなされている。

シンボル指標	現況	目標
公共施設における CO2 排出量	1.3 千 t (令和 2 年度)	1.0 千 t (令和 8 年度)
町内における CO2 排出量	80 千 t (令和元年度)	49 千 t (令和 8 年度)
町内における再生可能エネルギーの導入量	68,495kW (令和 2 年度)	※新エネルギー基本計画 (令和 5 年度) で設定

分野④ 循環型社会

【基本的な考え方】

私たちは日々大量の資源を消費し、そして多くのごみを排出しています。環境への負荷を抑制するために、資源の消費量を抑制し、ごみとして捨てられるものの量を減らす「リデュース (Reduce)」、まだまだ使えるものを有効活用する「リユース (Reuse)」、ごみを再資源化し、新しい製品に生まれ変わらせる「リサイクル (Recycle)」の 3R 活動を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

(1)ごみの発生抑制

本町におけるごみの総排出量は、人口減少に伴い、緩やかな減少傾向にありますが、一方で 1 人 1 日あたりのごみ量で見ると、ほぼ横這いの状態が続いており、より一層の抑制対策を講じる必要があります。

消費行動としては、ラベルレスボトルや詰め替えパック等の商品を選択する、買い物袋を持参するなど、資源を消費しない行動を周知・促進します。

また、令和 4 (2022) 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)」に基づき、将来的なプラスチックの分別回収について検討を進めていく必要があります。

(2)リサイクルの推進

ごみの組成分析により、本町では燃やすごみに含まれる「紙ごみ」と「生ごみ」の量がまだまだ多いことが分かっています。この 2 品目について、特に重点的に分別・資源化を進めていく必要があります。

また、資源回収の機会を増やすため、各地区のリサイクルステーションを整備し、分別収集を促進します。

(3)ごみの適正な処理体制

一般廃棄物の処理については、酒田市、庄内町の 1 市 2 町で酒田地区広域行政組合を構成し、合同でごみ処理を行っています。収集については、本町では収集車両を所有していないため、町と契約した委託業者による収集を行っています。一般廃棄物の適正な処理のために

は、この収集と処分の体制を安定的に維持していく必要があります。

また、ごみのなかにはその性質上、リサイクルを行うことが適当でないものも存在します。そのようなごみに対しては、環境への負荷を極力減らした形で適正に処理を行う必要があります。ごみの不適正処理を抑制し、適正処理を徹底していきます。

【5年後の到達目標】

- ・ごみ処理基本計画に基づき、総ごみ量の減少とリサイクル率の向上が図られている。
- ・紙ごみの資源化と食品廃棄物の減量化が進み、ごみの発生量が大きく減少している。
- ・ごみの適正な収集・処理体制が維持されるとともに、時代に合わせた新しい分別回収についても検討・整備されている。

シンボル指標	現況	目標
ごみ総排出量	4,189 t (令和2年度)	3,632 t (令和8年度)
リサイクル率	18.1% (令和2年度)	21.0% (令和8年度)

分野⑤ 生活環境の充実

【基本的な考え方】

豊かな自然環境を基盤として、将来にわたって全ての町民が安心して快適な生活を続けられることが、持続可能な地域の必須要件です。

【施策の方向性】

(1)安心・安全な生活

安心な暮らしの前提としては、安全な食と水が確保され、公害や環境汚染がないことが求められます。海岸や公園、集落の景観が美しくあることは、地域の愛着に繋がります。昨今増加しつつある放置空き家は、野生動物の住み家や、不法投棄の常習箇所となる他、飛散・倒壊のリスクもあり、町民の安心・安全な生活を脅かすものとなります。事業者による行き過ぎた開発行為を抑止することは、安心な生活を送る上で欠くことができません。

(2)衛生的な環境の維持

町による公共用地の整備・維持活動を始め、集落や学校、ボランティア団体や個人、民間企業による自主的な清掃活動を支援し、衛生的な環境の維持に取組みます。また、研修等を通し、各集落における環境衛生の維持や清掃活動のリーダーとして、環境推進員の質の向上に努めます。

また、衛生的な環境のためには、汚水処理環境が整っている公共下水道への接続や、合併

処理浄化槽への切り替えを促進していく必要があります。

(3)気候変動への適応策

近年では、気候変動（地球温暖化）を背景とする気象災害の激甚化や健康への影響が顕著になっており、気候の変化に合わせて暮らし方や働き方、災害への備えも変えていかざるを得ません。まずは、身近な所からできる気候変動への適応策を検討し、情報共有・実践していく必要があります。

【5年後の到達目標】

- ・公害や環境汚染がなく、食と水の安全が守られている。
- ・上下水道の適切な維持更新により衛生的な生活が守られている。
- ・環境負荷の小さい保全型／循環型農業へのシフトが進められている。
- ・気候変動を背景とする災害などに対する理解や備えが進んでいる。

シンボル指標	現況	目標
公害苦情の報告件数	0件 (令和2年度)	現状維持 (令和8年度)
気候変動適応策の取組数	1件 (令和2年度)	5件 (令和8年度)

3-1. 持続可能な地域づくりを牽引する人材育成

大項目 1 学校での環境学習

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 町の自然を活かした環境学習	遊佐町の自然を体験しながら、環境学習を行うことで、遊佐町への愛着心と SDGs への理解を高めます。	   
2. ESD 活動の推進体制の構築	小・中学校におけるエコチャレンジ事業により、生徒の自主的な ESD 活動を評価する体制を構築します。	 

【具体的な事業】

【凡例】

- ：町行政が単独で実施する事業
- ：町が他の主体と連携して実施する事業
または町行政以外による取り組みを町が支援する事業

●緑の少年団育成事業

地元小学校を対象に、枝打ち作業や、松枯れ防止薬剤注入作業など地域で取り組んでいる森林環境保全活動への参加を促し、森林の果たす役割、森林整備の歴史的な背景を学ぶ場を設けます。令和5年度の小学校統合による、今後の活動の在り方について検討します。

●自然生活体験総合学習実践事業

町内小学校4・5学年の児童を対象に、フィールドワークを中心とした宿泊研修を行い、町の自然や地域の人々とのふれ合いを通じて、町の環境への愛着心を育てます。

●地域の教育素材発掘研修会

町内の小・中学校と高等学校の教員等が参加し、町内の歴史や文化、自然や環境等に関わる教育素材を発掘し実践化を図る目的で行われています。遊佐町の魅力・素材を再発見することに役立っています。

●小・中学校エコ・チャレンジ事業

小・中学生による自主的な環境配慮行動や、学校における ESD 活動を評価し、報奨金を出すしくみです。報奨金は生徒の学習環境整備のために使うこととしているため、生徒の自主的な取り組みを促します。各種取り組みと SDGs との関連についても意識しながら、身近な活動から地域、世界の持続可能性について考えを巡らせ、行動できる人材の育成につなげます。

令和5年度から小学校が1小学校に統合されるため、これまで各地域の環境を活かして取り組んできた活動を、今後どう学習活動に取り入れていくのかを検討し、ESD活動の充実に活かします。

大項目2 地域での環境学習

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. あらゆる場での環境学習	町民や来町者が遊佐町の自然や文化を活かした体験学習や保全活動に参加できる場を創出します。 また、より気軽に環境学習が受けられるような研修・講座の充実を図ります。	   

【具体的な事業】

●グリーンツーリズム推進事業

しらい自然館や町内のジオサイト等を活用した教育旅行を企画し、県内外の小・中学校の宿泊研修先として誘致を行います。現在、教育旅行における民泊の需要に対して、新型コロナウイルス感染症の影響や民泊受け入れ家庭の高齢化など、民泊の受け入れ体制の在り方が課題となっていることから、町内での課題と解決策の整理を進めながら利用拡大を図ります。

●環境・エネルギーに関する研修会開催事業

町民が参加できる研修会や、環境に関する情報提供を実施していきます。

温室効果ガスの排出抑制のためには、自治体や民間企業だけではなく、一般家庭においても省エネや環境保全の取り組みが求められます。生活のなかでの行動変容が実現するように、企画・検討していきます。

●生涯学習まちづくり出前講座事業

出前講座のメニューのなかに環境分野も設けており、「ごみの減量」や「3R」等のテーマで毎年数件の利用実績があります。新型コロナウイルス感染症の影響により開催回数が減少しましたが、徐々に回復傾向にあります。「再生可能エネルギーの導入」や「カーボンニュートラル」など、環境情勢の変化に合わせた新たなメニューの提供に努めます。

大項目3 住民との協働によるまちづくり

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 地域人材の活用	町内には様々な環境活動に係わる団体や人材があります。それらの団体や個人と協力したり、団体同士をマッチングすること	 

	で、住民との共同・住民主導によるまちづくりを応援します。	
--	------------------------------	---

【具体的な事業】

●遊佐町地球温暖化対策地域協議会「エコすまいる・ゆぎ」活動支援事業

家庭における地球温暖化対策や省エネ行動の推進を目的とした団体である「エコすまいる・ゆぎ」の活動を支援します。特に、移動手段の低炭素化（自動車の賢い使い方、電気自動車など）など、本町として脱炭素に向けて強化する必要がある取り組みについて情報収集し、発信していくための活動を重点的に支援します。

●J A女性部石けん運動活動支援業務

石けん研究会の協力のもと、小学生親子を対象とした「石けんづくり教室」を開催します。石けんの材料は学校給食調理の際に出た廃油を利用しており、ものづくりを通して、子どもたちが3Rについて考える環境入門教材としての役割を果たしています。昨今、担い手不足が課題となっていることから、若い世代の参加を拡大できる方策を検討し試行します。

●地区まちづくり組織の育成と支援

各地区のまちづくり協会による自主的な活動を支援します。近年では、SDGs 学習会を開催し、『持続可能なまちづくり』に関する理解を深めた事例もあります。今後も、地区住民による活気のあるまちづくりを支援していきます。

3-2. 自然共生社会

大項目 1 水環境の保全

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 海浜の保全	海岸清掃ボランティアの支援を行い、個人・団体による保全活動を推進します。 また、海ごみ問題を通じた学習教材として、小・中学校による海岸清掃活動に協力します。	  
2. 河川の保全	河川敷における草刈りや定期的な水質調査等を実施することにより、河川における生態系や景観も含む水辺環境の保全を支援します。	  
3. 水源涵養機能の保全	水循環保全条例に基づく水源涵養保全地域の指定及び開発行為の管理	  

【具体的な事業】

●海岸クリーンアップ推進事業

本町には毎年、大量の海岸漂着物が年間を通して流れ着いています。町は、業者委託により清掃を行っていますが、オールシーズンの清掃を実施することは財政的にも難しく、ボランティア団体を積極的に受け入れることで不足を補っています。そのため、ボランティア清掃にかかる物品の支給や、ごみの収集協力等、ボランティア団体が活動しやすい環境を作ります。

また、ボランティア清掃以外でも、遊佐中学校・遊佐高等学校が協力して清掃を行う中・高海岸清掃の実施や小学校の学習活動としての海岸清掃等、子どもたちの環境学習の場としての活動も増えつつあります。アンケートでも、「海ごみ問題」についてかなりの関心が寄せられていますので、子どもたちの意見も取り入れながら、事業をより効果的に見直していきます。

○河川水・湧水水質モニタリング事業

河川水・湧水の水質調査を定期的実施し、結果の分析を行います。気温・水温の上昇する夏季に大腸菌群類の検出は見られるものの、その他の環境基準はほぼクリアできています。水質変化・異常を見逃さないよう、今後も継続して調査していきます。

●八ツ面川管理支援事業

流域集落から構成された「八ツ面川朝日堰水路管理組合」に管理を委託し、清掃・草刈りなどの環境維持活動を実施しています。環境整備事業から20年以上経過しており、保全池等の老朽化が目立つ箇所が散見されるため、管理組合と要整備箇所について協議しながら整備・改修等に取り組んでいきます。

○月光川水系河川敷草刈り事業

管理団体であった月光川水害予防組合の解散により、令和4年(2022)年度からは、事業を継承した町が草刈りを実施しています。河川管理者である山形県と連携を図りながら、今後も河川環境の保全に取り組んでいきます。

●水源涵養機能保全事業

水循環保全条例に基づき、健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策を定め、森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策を進めます。広く事業者及び町民等の理解の促進を図るため、関係機関と連携して森林保全の活動や研修会の開催等に取り組みます。また、健全な水環境の保全について一人ひとりが理解し、身近なところから行動できる人材育成を推進するとともに、関係者、町民等の協働による森林再生に取り組んでいきます。

大項目2 森林の管理と保全

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 樹林地の維持・管理	ナラ枯れや、松くい虫の被害などにより、樹林地が枯れていくことの無いように薬剤の散布、注入、被害木の伐採等、適切な管理を行います。	 

【具体的な事業】

○里山（鳥海山麓・東山）の保全管理事業

定期的な現場巡視により、ナラ枯れ被害が起きていないか確認を行います。被害の兆候が確認された際には薬剤を注入する等、迅速に被害の予防に努めます。

○里山（西山）の保全管理事業

薬剤の地上散布、ラジコンヘリ散布、樹幹注入、伐倒処理等を実施し、松くい虫被害の抑制に努めます。林地外の枯松に対する対応が今後の課題となっていることから、先行事例を

調査するなどして適切な対応策を検討します。

●森林整備ボランティア事業

地元関係団体により構成される「遊佐町砂丘地砂防林環境整備推進協議会」が主体となつて、地区住民参加型の森林整備ボランティア活動を実施します。地区住民が森林保全に参加し、地元の森林の大切さを学ぶ貴重な機会となっています。

●共存の森運営事業

鳥海山麓の岩石採取跡地を町が取得して「共存の森」と名付け、整備活動を実施しています。多様な主体と連携した環境保全活動のモデルとして、庄内みどり農協・生活クラブ生協・町の3者協定に基づく植林や枝打ち、下草刈りなどの活動を継続し、その経過を発信していきます。

大項目3 生物多様性の保全

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 貴重な動植物の保護・保全	遊佐町には貴重な動植物の生息域が多数存在しています。町内の団体が行う動植物の保護啓発活動を支援します。	  

【具体的な事業】

●お花島インストラクターによる高山植物の保護啓発活動事業

「鳥海山の高山植物、その他の植物で構成されるお花島保護条例」に基づき、登録されたお花島インストラクターによる保護啓発活動を支援します。

インストラクターの高齢化が進んでおり、活動の維持が難しくなっています。一般登山者への啓発体制づくりのため、山形県、鳥海山登山ガイド協会、鳥海山岳会、鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会等の関係機関との連携を強化します。

●登山道の整備推進事業

登山道の刈払い・倒木処理を行うことで、登山者の安全性・快適性を維持します。しかし、委託者の高齢化により活動が困難になっていることから、持続した活動ができるよう関係団体と検討していきます。

●八ツ面川周辺生態系保全事業

八ツ面川は豊富な湧水の流入により、希少種の「イバラトミヨ」をはじめ、多くの魚類や水生昆虫が生息しています。こうした水生生物の保護及び希少動植物に係る研修会を、八ツ面川朝日堰水路管理組合や研究者、関係団体と連携し実施します。これまで、地元管理組合

の自主事業として研修活動を行ってきましたが、町としての関わり方について管理組合を含めた協議を行い、より有効な研修を実施します。

また、遊佐高等学校では総合的な学習の取組として、河川流域の環境調査活動を行っています。そうした活動と連携し、取り組みを充実させることを検討します。

●遊佐町指定天然記念物等保全管理事業

町指定天然記念物「ハッチョウトンボ」の棲息地の環境保全、観察会等に取り組むハッチョウトンボ保護の会による活動を支援します。会員の高齢化が課題となっており、活動の継続のために会員増を図ります。

○事業者に対する活動の働きかけ

町の自然環境を活かした事業を営む事業者に対し、環境・生物多様性の保全に貢献する活動をしてもらうよう働きかけていきます。

大項目 4 地域に根ざした産業の保全

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 環境保全型農業の推進	遊佐町の主要産業である農業において、環境保全型の環境に優しい農業の推進に取り組めます。	

●環境保全型農業直接支払交付金事業

化学肥料・農薬を 5 割以上削減し、同時に地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組を実施する農業者の団体を支援します。本町では全国に先駆けて環境保全型農業に広く取組んできましたが、農業分野でも脱炭素化に向けた一層の取り組みが求められているため、農業者と情報共有しながら新たな取り組み手法についても検討します。

●中山間地域等直接支払交付金事業

中山間地域では農業生産を行うのに不利な条件が多くありますが、こうした地域で農業生産が継続されることは、農業の多面的機能を確保し地域全体の環境を保全することに大きな効果を発揮します。このことから、中山間地域等における適切な農業生産活動の継続のため、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

3-3. 脱炭素社会

大項目1 再生可能エネルギーの導入促進

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 家庭・事業活動への支援	再エネ・省エネ設備に関する知識を深め、家庭や民間企業による自主的な導入検討につなげるため、誰でも参加しやすい研修会等を開催します。 また、一般家庭における再エネ・省エネ設備の導入を促進するため、設備費用の補助制度を継続して運用します。	 
2. 公共施設の改修	一般家庭や民間企業の見本となるため、公共施設における再エネ・省エネ改修を促進します。	  

【具体的な事業】

●再生可能エネルギー研修会開催事業

国の脱炭素に向けた取組みが進められていくなかで、町民・事業者向けの研修会等を開催し、省エネ・再エネに対する意識の醸成、各種制度の情報提供を積極的に進める必要があります。

特に本町では、今後大規模な再生可能エネルギー設備の導入が計画されており、町民の関心を一層高めていく必要があります。再生可能エネルギーに関する理解を深め、疑問や不安を解消し、本町にとってふさわしい導入方法について合意形成を図るための場としても、研修等の機会を活用していきます。

●再生可能エネルギー設備導入支援事業

一般家庭における再生可能エネルギー設備の普及促進を図るため、導入費の一部を補助します。町のカーボンニュートラルに取り組む上で、各家庭における設備導入は重要な課題となるため、国・県等の動向を見つつ、町の状況に即した設備の導入が図られるよう補助していきます。

○町有施設の省エネ・再エネ改修事業

「地域脱炭素ロードマップ」でも、自治体の取組として公共施設の可能な限りのZEB化や徹底した省エネが求められています。一般家庭や民間企業の見本となるためにも、町有施設における省エネ・再エネ設備の導入又は改修を積極的に進めます。

○遊佐パーキングエリアタウンにおける再エネ設備導入事業

遊佐町の新たなシンボル施設となりうる、遊佐パーキングエリアタウンにおける、再エ

ネ・省エネ設備の積極的導入を検討します。

○学校施設省エネ補修・改修事業

遊佐町の未来を担う子ども達の学習の場である学校施設における、積極的な再エネ・省エネ設備の導入を推進します。学校施設は、子ども達にとって身近な再エネ・省エネに関する学習教材となり、環境に対する意識醸成にも繋がります。

これまで、学校施設の省エネ改修としては、庁舎内照明の LED 化に取り組んできました。統合遊佐小学校では令和 4 年度にステージ照明の改修、遊佐中学校では令和 5 年度に図書室の LED 化工事を実施します。このほか、施設の修繕・改修等に合わせ計画的に省エネ化を進める必要があります。

●きらきら遊佐マイタウン事業

集落における様々な地域づくり活動を支援する事業です。集落の寄合場である公民館の修繕など、ハード部分での利用が大多数を占めていますが、集落の課題解決するためのソフト事業としての利用も可能です。修繕においては、ただ直すだけではなく、再エネ・省エネにつながる形での利用を推進していきます。

大項目 2 省エネルギーの推進

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 家庭における省エネ活動の支援	研修会や講習会を開催し、家庭でも取り組める省エネ活動の周知・浸透を図ります。	  
2. 役場における率先行動	遊佐町エコアクションプランに則り、町として環境配慮行動に取り組めます。 また、「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」を開催し、町民の健康増進と歩行文化の定着、地域の活性化を図ります。	   

【具体的な事業】

●家庭の省エネ研修会開催事業

関係団体と協力しながら、家庭でも取り組める省エネ活動を企画し、実施します。

これまで、JA 女性部石けん研究会による手づくり石けん教室、エコすまいる・ゆぎによるエコクッキング教室の他、小学校へのエコポスター、省エネ標語・川柳、エコアイデアの募集事業等に取り組んできました。今後は住宅の快適性と省エネ性能を同時に高めるコツや、買い物の際の商品選択の仕方など、家庭における、より効果的な省エネ活動を促進す

るための啓発活動について、関係団体と協議しながら展開していきます。

○省エネ住宅の普及促進事業

住宅の断熱性・気密性・遮熱性を高めた「省エネ住宅」は、家庭部門の CO2 排出削減にとって重要な課題です。省エネ住宅は、ヒートショックや血圧上昇を回避する効果も認められており、健康・福祉の面からも注目されています。特に、山形県では住宅における「健康寿命の延伸対策」及び「地球温暖化対策」として、県民向けに『やまがた健康住宅』普及活動を行っています。省エネの有効性について理解を広めるとともに、省エネリフォームなどの際に活用可能な助成制度を紹介するなどにより、既築住宅における対策を促進します。

●エコドライブ講習会実施事業

自動車による CO2 排出を抑制するため、町民向けにエコドライブ講習会を実施し、周知啓発を図ります。あわせて、太陽光発電との同時導入や充放電設備の設置など、町民が EV 車を利用しやすい環境整備について、国・県の動向を見ながら検討していきます。

●歩行文化のまちづくり事業

「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」を開催し、遊佐町の自然環境や歴史文化に触れ合い、子どもから大人まで日常的に運動するよう、ウォーキング活動の普及・啓発を図ります。また、全国各地のウォーカーが参加することで、交流人口の拡大と地域の活性化にも寄与しています。

○エコアクションプラン推進事業

町には、事業者の責務として省エネ行動に取り組むとともに、町民・事業者へ取り組みの輪を広げる広報としての役割があります。庁内における取り組みは一定の成果が表れていますが、一方で町民・事業者への浸透については課題が残っています。日々の事業活動のなかで実践できる省エネ・省資源活動に関する情報を積極的に発信していきます。

○公用自動車 EV 化普及推進事業

町で使用する公用車について、EV 自動車の導入を積極的に推進することで、CO2 排出量の削減を図ります。また、町が率先して EV 車の導入を行うことで、町民や事業者への意識啓発にもつなげます。

大項目 3 ゼロカーボンシナリオの構築

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
エネルギー基本計画の推進	カーボンニュートラルの達成に向けた具体的な取り組みと目標をまとめたエネルギー基本計画を策定し、運用していきます。	  

【具体的な事業】

○エネルギー基本計画推進事業

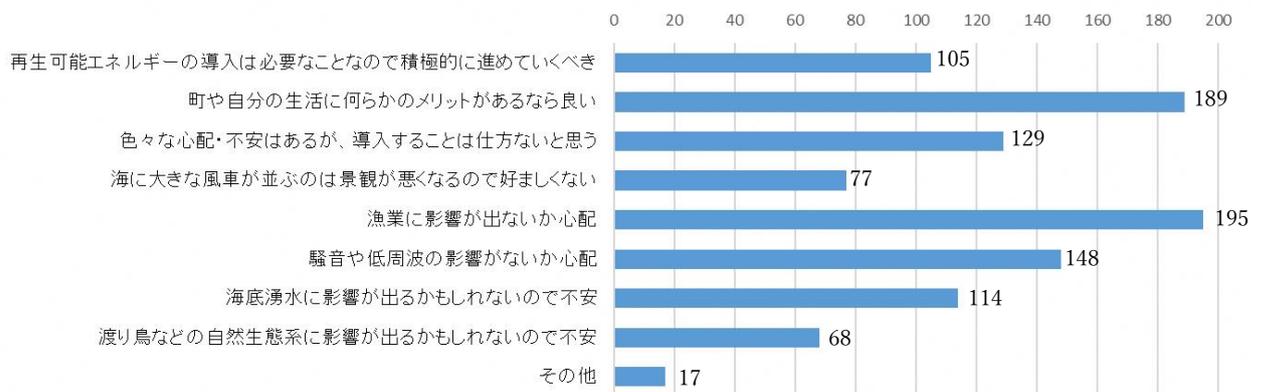
2050年カーボンニュートラル達成に向け、具体的な取り組みと目標設定を行うため、令和4（2022）年度には、CO2等温室効果ガス排出量と再生可能エネルギー生産量等を数値化する「見える化」事業を実施し、町としての現状を確認しました。それを受け、令和5（2023）年度にエネルギー基本計画を改定します。

町民アンケートでは、再生可能エネルギーに関する情報を住民に知らせて意識を高めるべき、町の自然環境や景観が損なわれることがないように慎重にすべき、といった意見が多くありました。また、地域経済・雇用を活性化する形で再生可能エネルギーを導入することが望ましいとする意見が多く、また国の脱炭素施策でも地域の課題解決に資する再生可能エネルギー導入のあり方が重視されています。

こうしたことから、エネルギー基本計画を改定する過程で情報の周知と対話を進め、重要な自然環境は確固として守りつつ、町民の生活利便性を向上や、地域産業の活性化に資するよう形で、町の取り組みや関わり方を再度見直していきます。

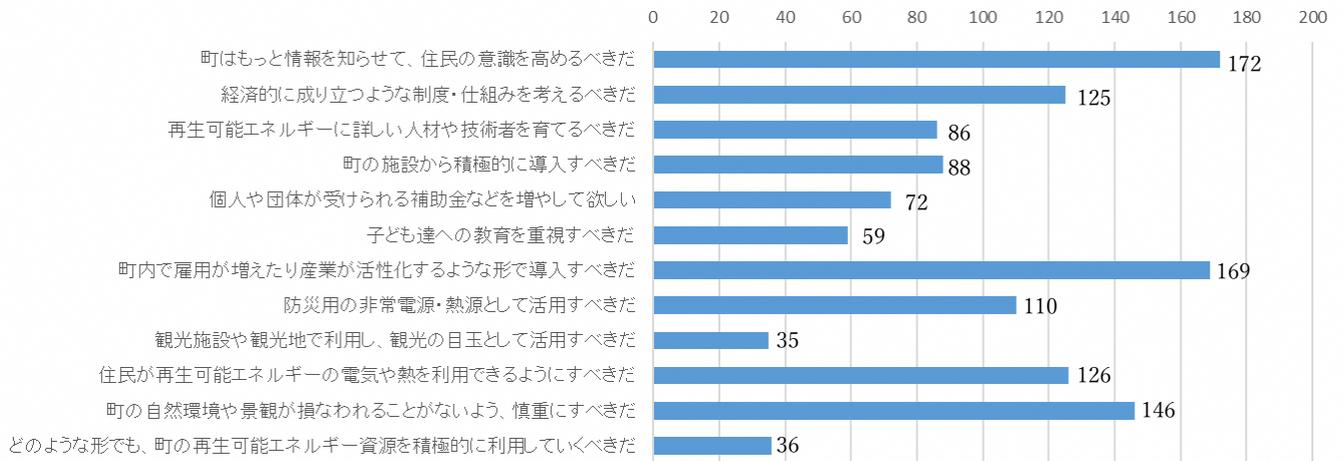
【町民アンケートにみる再生可能エネルギーに対する考え方】

Q6. あなたは、遊佐町沖に「洋上風力発電事業」が導入されるとした場合、どう思いますか？ （単位：人）



Q8. 再生可能エネルギーを導入するために必要なことは何ですか？

(単位：人)



3-4. 循環型社会

大項目1 ごみの発生抑制

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 発生抑制計画の策定	ごみ処理基本計画を策定し、計画的にごみ量の減量と資源化の推進を行います。	 

【具体的な事業】

○ごみ処理基本計画推進事業

一般廃棄物に関する計画的な回収・処理体制の構築、将来を見据えたごみの抑止・資源化対策をまとめた、ごみ処理基本計画を策定し、適正に運用します。そのなかで、ごみの発生抑制策として、町・町民・事業者がそれぞれの視点から取り組むべきことを提案しています。

●ごみを出さないライフスタイルの推進

町民が日常生活のなかでごみの発生抑制に取り組むには、ごみをなるべく出さないような買い物の仕方ができるようになることが重要です。関係団体や町内小売店と協力し、容器包装類や使用後のごみが少ない商品選択、無駄を生まない消費行動のあり方について検討し、キャンペーン活動等を通じて町民の行動変容を図ります。

大項目2 リユース・リサイクルの推進

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 紙ごみリサイクルの推進	紙ごみの資源化を促進することで、燃やすごみ量の削減に努めます。	 
2. 生ごみの再利用	燃やすごみのなかでも特に多くの水分を含む、生ごみの量を削減することで、ごみの量を削減するとともに、ごみの燃焼効率を向上させます。	  
3. 資源回収拠点の整備	資源物の回収を推進するため、回収拠点としてリサイクルステーションの整備を行います。	 

【具体的な事業】

○紙類資源物収集事業

本町における燃やすごみの組成分析によると、紙ごみが全体の約4割を占めています。つまり、紙ごみの資源化事業を推進することは、リサイクル率の向上を進めつつ排出ごみ量の削減にもつながります。回収事業を安定的に運用していくとともに、リサイクル方法の広報に努めます。

●資源物集団回収促進事業

P T A や婦人会による資源物の自主回収事業に報奨金を出し、活動を支援します。コロナ禍による集団活動の自粛や、回収した資源物の取引価格の下落等により、各団体における活動体制の維持が難しくなっています。町からの報奨金増額や、新しい団体の掘り起こしを行うなど、集団回収事業自体を継続していけるような取り組みが必要です。

●生ごみ処理機器購入助成事業

本町の燃やすごみの3成分を見ると、その約5割が水分であり、ごみが水分を多く含んだ状態に出されていることがわかります。また、組成分析を見ると、生ごみ（厨芥類）は燃やすごみ全体の約1割を占めており、紙ごみ同様に、資源化した場合のごみ量の削減量が高い品目でもあります。生ごみ処理機の購入助成を行うことで、ごみの減量とリサイクル率の向上に努めます。あわせて、自宅での生ごみたい肥化に関する情報を発信し、生ごみの有効利用を働きかけます。

●フードドライブ活動

まだ食べられる食品を、必要とする人の元に届ける「フードドライブ活動」が全国的に活発になっています。町民から自宅で消費しきれない食品の提供を受け、福祉団体等と連携して支援が必要な世帯に届ける取り組みを、まずはイベント開催時等に取組みます。実施状況を見ながら、恒常的なしくみの構築についても検討します。

○資源物拠点収集事業

住民が随時利用可能な資源ごみの回収拠点として、各地区にリサイクルステーションを整備・運用し、町内のリサイクル率の向上に努めます。また、リサイクルステーションの利用を促進するための広報活動を行います。

●衣類リユース推進事業

町内の小・中学校では、卒業生から制服や体操着を提供してもらい、希望する新入生・在校生に譲るといった制服リユースに取り組んでいます。また、町では衣類回収事業を通じて、不要な洋服を回収し、その一部を衣類が必要とされている海外に送る取り組みを行っています。こうした衣類リユース活動の情報を発信するなどの支援を行い、事業に多くの町民が参加できるよう働きかけます。

大項目3 ごみの適正な処理体制

中項目	事業の展開方向	関連のSDGs
1. 一般廃棄物収集運搬の確実な実施	一般廃棄物の収集運搬体制を安定的に維持します。	   
2. 不法投棄物対策	不法投棄物抑止対策として、パトロールやポイ捨てゴミの回収、看板設置等を行います。	   
3. 農業用プラスチックの適正処分	家庭ごみとして処分できない農業用プラスチックの適正処分について広報・啓発し、不法投棄を減少させます。	 

【具体的な事業】

○一般廃棄物収集運搬事業

遊佐町では、一般廃棄物を収集運搬するための専用の車両を所有していないので、車両を所有している事業者と委託契約を結び、収集・運搬体制を滞ることなく維持する必要があります。

●不法投棄防止対策事業

遊佐町では、町内の不法投棄の抑止体制として、土地勘のある町民を「不法投棄監視人」に任命し、監視パトロール等に取り組んでいます。また、県や市町などの各種関係機関と、「庄内地区不法投棄防止対策協議会」を構成し、合同パトロールや全戸チラシによる啓発活動に取り組んでいます。今後も、町内の監視体制を維持しつつ、他団体との連携を深め、不法投棄の抑止に努めます。また、悪質な不法投棄箇所においては、看板や防犯カメラの設置など、関係機関と協議の上、対策に取り組んでいきます。

●農業用使用済プラスチック適正処理推進事業

農業用のプラスチックごみについては、一般家庭から出るプラスチックごみとは異なり、大型のものが大量に排出されます。不適切な処理がなされないよう、JAによる回収事業を広報する等、適正処理に関する対策等を検討し、回収・処理の一層の推進を図る必要があります。

3-5. 生活環境の充実

大項目 1 安心・安全な生活

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 水の安全確保	水源の定期的な検査により水道水の安全性を確保します。	 
2. 公害対策	大気・水質・騒音・振動等、関係地区・事業者・町による定期的な調査を実施します。	  
3. 空き家対策	放置空き家は、野生動物の住み家や、不法投棄の常習箇所になる等、周辺的生活環境を脅かしかねない場所となります。また、損壊状況が酷ければ、強風による飛散や、倒壊する危険も生じます。空き家の管理や利活用、危険空き家の自主解体を促していきます。	 
4. 開発行為の管理・監督	行き過ぎた開発行為を抑止するため、県と連携した監視体制を構築し、監督していきます。	 

【具体的な事業】

○原水水質検査事業

良質な水の安定供給のため、年1回、町内13箇所の水源において、水質検査（原水全39項目）を実施しています。また、白井水源については、水源上流部での岩石採取の影響を測定するため、月1回、39項目検査を実施しています。

○水道水の放射能検査事業

平成23年3月に発生した、東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故による水道水への影響調査を年4回実施しています。

○公害防止協定書締結事業者への指導

関係地区・事業者・町による定位的な調査を継続的に実施しています。

○地域・事業者・町連絡調整会議実施事業

大規模開発行為が行われる際に、公害防止など地域への対応が確実に行われるように締結する3者協定（地域・事業者・町）に基づき、関係者による協議の場における定期的な情報交換を行っています。

●遊佐町定住住宅空き家活用事業

町内の空き家をリフォームし、そこに町外からの移住者を呼び込み、定住人口の拡大と地域活性化を図ります。令和3年度より、町借上げ・賃貸方式から、空き家活用賃貸住宅経営希望の所有者への補助方式に変更しました。今後、広報やHP、空き家相談等の機会を捉え、更なる事業周知を行います。

○遊佐町空き家再生地域活性化推進事業

移住定住促進と地域活性化を目的に、町内の空き家を購入・賃貸して起業等事業を行う移住者を対象に、事業を行うための空き家改修工事費用・設備費用等の補助を行っています。今後も移住相談等で周知を図りながら、移住者の定住に繋がるよう支援します。

○「遊佐町国土利用計画」による環境に配慮した土地利用の推進事業※

過去に、国土利用計画法に基づく土地売買等届出を契機に、無許可の林地開発が行われた事案がありました。今後、そのようなことが起こらないように、県と連携し、不適切な土地利用について指導していきます。

※ただし、当該事業は山形県からの権限移譲事務であり、あくまでも町は県に対し意見を述べることしかできません。

大項目2 衛生的な環境の維持

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 環境美化	町による公有地の清掃活動のほか、ボランティアによる清掃活動の支援を行います。	   
2. 衛生環境の維持・整備	公共下水道への接続率向上を啓発するとともに、公共下水道が敷設されていない地域での合併処理浄化槽への切り替えを促します。	 

【具体的な事業】

○都市・河川公園維持管理事業

令和2(2020)年度までで公園の再整備事業は完了しています。今後は適切な維持管理に努めていきます。

○遊佐町総合運動公園整備事業

定期的な芝管理と遊具の点検を行い安全で快適な利用に供してきました。町外からの利用者も多く、イベント等で占有する場合は申請手続きをしてもらい、掲示板で占有状況を周知しています。一方で、利用者の増加につれ、ゴミや喫煙等の利用者マナーの問題が出てきているため、看板・ポスター等で利用マナーの周知に努めます。

●海岸クリーンアップ推進事業<重複事業>

●全町美化運動事業

毎年、7月の第1日曜日に町内の全集落が参加する一斉清掃活動を開催し、集落に参加協力を要請しています。一斉に実施することで、町民の環境に対する意識啓発にもつながっています。一方で、集落ごとに環境や活動状況が異なるので、集落の実情に合わせた活動支援の在り方を検討し、美化運動の継続を図っていきます。

○下水道水洗化活動

令和3年度末現在、公共下水道及び地域集落排水の世帯接続率は77.45%であり近年横ばい傾向となっています。今後も接続率を向上するため啓発活動内容を工夫していく必要があります。

●合併処理浄化槽設置設備事業

合併処理浄化槽への切り替えについて、補助制度の有効活用を周知しながら、対象区域の住民への普及促進を図っていきます。

●環境推進員支援制度

集落による清掃活動や、集落内の衛生環境の維持のため、各集落において環境推進員を選出し、町が活動の支援を行っています。環境推進員は、町が行う粗大ごみ回収イベントなどの事業にも協力しています。コロナ禍による集団行動の自粛により、環境推進員間での情報交換や全体での連携が取りにくい状態が続いているため、活動の活性化を図ります。

大項目3 気候変動への適応

中項目	事業の展開方向	関連の SDGs
1. 適応策の実践	気候変動に関する情報収集、情報共有に努めると共に、グリーンカーテンを始めとした具体的な適応策の実践を支援します。	 

【具体的な事業】

○適応情報の収集と庁内の意識高揚

気候変動の影響は、気温の上昇による熱中症などの健康影響だけでなく、農林水産業や自然災害、産業・経済活動など多岐にわたります。将来的に町内にどのような影響が生じるのか、どのような対策が必要なのか、国や県が提供する情報を積極的に収集・活用し、庁内関係課と共有し対策の事業化を検討します。

●グリーンカーテンの実施

比較的簡単に取組むことができる気候変動適応策ということで、町の関係施設や小・中学校にグリーンカーテンの設置を呼び掛けています。施設により取り組み姿勢に温度差があるので、積極的に取り組むよう働きかけをしていきます。

第4章 計画の進行管理

4-1. 推進体制

本計画の実践には、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、行動していくことが必要です。なかでも、複数の主体が連携・協力することで事業や活動の成果を高めるような取り組み方がより重要です。これは、SDGs 実施のための主要原則のうち「統合性」と「参画性」を反映したものです。「統合性」は複数の課題を同時に解決すること、「参画性」は多様な関係者が事業・活動に関わることを表しています。統合性や参画性の高い取り組みは、本町の持続可能な地域づくりに対するインパクトが大きいと考えられます。

計画の推進には次のような主体が関わります。

①行政（担当課）

計画に位置づけられた各事業の主担当として、予算化と実行計画の設定、関連する他課及び町民・事業者等との調整、事業の実施（住民・事業者等との共同実施を含む）、実施結果の自己評価を行います。

なお、推進体制全体の事務局は、地域生活課環境係とします。

②町民・事業者

日々の生活や事業活動のなかで、環境保全・持続可能な地域づくりに関する様々な活動に取り組みます。一個人や事業者単体で実施するもののほか、本計画で定める連携事業の実施主体となることもあります。

③LAS-E 監査チーム

住民、事業者及び町職員で構成します。本計画に位置づけられた事業のうち主に「重点事業」を対象として、年度ごとの実行計画の設定と事業の実施結果に対する評価を行います。

④環境審議会

事業の実施結果に対して、委員それぞれの専門的知見と社会情勢等を踏まえて評価すると共に、計画全体の進捗について総合的に評価します。

4-2. 目標設定

計画の着実な進行を図るため、2種類の目標を設定して管理していきます。

【シンボル指標】

本計画期間5年間で到達すべき象徴的な目標として「シンボル指標」を設定します。

シンボル指標は、分野ごとに設定され、各分野の施策の総合的な成果を象徴する代表的な指標です。可能な限り年度ごとの進捗を把握するようにしますが、データの特性や制約がある場合は、少なくとも5年後に実施する計画の達成度評価（中間評価）の際にデータ収集を行うこととします。

シンボル指標は、毎年度明けに環境審議会において状況を把握し評価します。

【事業目標】

町の施策・事業の結果を評価するため、「事業目標」を設定します。

事業目標は、各分野に位置づけられた個別の施策・事業の実施結果を表すものです。行政の取組または行政と町民・事業者等の共同実施の結果として、直接得られた効果を明らかにします。事業ごと・年度ごとに目標設定し、毎年度末に達成状況を評価します。

事業目標は、年度初めに行政（担当課）が設定し、年度末に自己評価を実施、さらに「重点事業」についてはLAS-E 監査チームが評価します。

個別の事業を実施して毎年度の事業目標が達成されていくことで、その総合的な成果としてシンボル指標、つまり各分野の環境状態の改善に繋がっていくという関係です。しかし、シンボル指標により各分野の環境状態が漏れなく評価できるわけではありません。事業目標の設定にあたっては、その事業が位置づけられている分野の「5年後の到達目標」を踏まえ、目標や取り組み方を計画する必要があります。

4-3. 進捗管理

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で管理します。

①年度実行計画の作成

各担当課は、本計画の分野別「施策の方向性」に紐づく施策・事業について、年度ごとに実施する内容をまとめた「実行計画」を作成します。実行計画の作成にあたっては、本計画の目標を達成するために必要な取組を5年間で着実に遂行することを想定して、当年度の実施内容を検討します。

実行計画には、分野・大項目・中項目・施策の方向性と事業内容、担当課、当年度における具体的な事業実施内容、当年度の事業目標を記入します。

事務局は、各担当課が作成した年度実行計画を取りまとめます。

《重点事業の設定》

本計画に位置づけられる事業のうち、特に重要性の高いものを「重点事業」に設定し、LAS-E 監査チームが進捗評価に関わります。

重点事業は、以下 A・B の 2 つの視点で抽出します。

A：統合性・参画性の評価

SDGs の考え方を反映するため、各事業の統合性と参画性を評価し、両項目の配点を掛け合わせた評価点が 6 点以上の事業を「重点事業」とします。

各項目の配点の考え方は以下の通りです。

統合性

- ・当該施策についてのみ成果が得られる → 1 点
- ・本計画の他分野にも成果が得られる → 2 点（例：自然共生と脱炭素など）
- ・環境以外の政策課題（社会・経済）にも成果が得られる
→ 3 点（例：環境と地域交通など）

参画性

- ・行政が実施する → 1 点（審議会等に諮るものを含む）
- ・行政以外の参加がある → 2 点（行政の主催行事に住民が参加するなど）
- ・行政以外が主体的に活動する
→ 3 点（企画段階から住民団体等が主体で実施するなど）

B：町の施策全体に対する影響の評価

町総合発展計画及び本計画との関連が深い個別計画において、重点的に取り組むこととされている施策に該当する事業を「重点事業」とします。

重点事業は行政以外の主体が関わるが多いため、関係先と十分に協議した上で実行計画を作成します。また、LAS-E 監査チームによる評価の対象とし、行政のみならず町民・事業者の視点も入れて計画・実施・評価・改善を図っていきます。

②事業の実施（上半期）

各担当課は、①で作成した年度実行計画に基づき、事業を実施します。

③LAS-E 監査

「重点事業」の担当課は、実行計画に基づく事業の実績を事務局に報告します。この資料を基に、LAS-E 監査チームは「重点事業」の進捗状況を評価します。

④事業実績の報告

各担当課は、年度明けに前年度実行計画に基づく事業の実績について整理します。実績報

告には、当年度の事業実施結果、事業目標の達成状況、当年度事業の計画を記入します。

「重点事業」については、LAS-E 監査チームによる評価コメントを参考に、事業計画の改善を検討し反映します。

事務局は各担当課が作成した実績報告を取りまとめ、環境審議会に諮ります。

⑤年度評価

環境審議会において、前年度実績報告を評価します。

事務局は、評価結果を担当課にフィードバックし、各担当課は評価コメントを元に当年度実行計画を修正します。

⑥結果の公開

事務局は、本計画に基づく主要な事業の実施状況やシンボル指標の状態について取りまとめ、公開します。

また事務局は、計画の進捗状況に関する住民等からの意見を受け付け、関係課などにこれを通知して施策・事業の改善につなげます。

≪進捗管理のフロー図≫

